

社会福祉士・精神保健福祉士・保健師（会計年度任用職員）募集要項

本庄市役所では、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師（会計年度任用職員）を以下のとおり募集します。

1 勤務条件等

募集職種	社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師のいずれかの職種
職務内容	要支援家庭への訪問、面談等の相談支援、関係機関との連携調整、家庭児童福祉に関する制度活用支援、ケース会議や記録作成
募集人数	1名
勤務場所	こども家庭センター (所在地：本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市役所2階)
受験資格	必要な免許・資格等：以下の①、②及び③を有する者 ① 社会福祉士免許、精神保健福祉士免許又は保健師免許 ② 普通自動車運転免許 ③ Word・Excelの基本的な操作技能 なお、地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までの間で6時間以上（休憩60分） 週3日勤務以上（土・日・祝日・年末年始を除く。） 所定労働時間を超える労働 有 ※勤務時間・勤務日数については相談に応じます。
任用期間	令和8年7月1日以降採用された日から令和9年3月31日まで
給与	○初任給 大学卒 月額 125,400円～（6時間・週3日の場合） 短大卒 月額 121,600円～（6時間・週3日の場合） ※初任給は本庄市役所での職歴に応じ、加算される場合があります。 ※給与支給日は翌月21日です。（毎月末日締切。口座振替の方法による。） ※任用期間中に給料額の改定が行われた場合は、改定後の金額を支給します。 ○手当 支給要件に該当する場合は、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。なお、地域手当は一律支給となります。
休暇	年次有給休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引等 ※休暇の種類により、付与条件や有給・無給があります。

加入保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、補償制度 ※週20時間以上勤務の場合、当該保険等には必ず加入していただきます。現在、加入されている健康保険、年金保険から切替手続が必要となりますので御注意ください。
-------	--

2 申込手続等

受付期間	令和8年5月14日（木）から採用者が決まるまで（土・日を除く。）
申込方法	本庄市会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）に必要事項を記入及び写真を貼付の上、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師の資格証の写しを添付し、受付期間内に以下へ持参又は郵送（必着）してください。なお、申込み時又は面接時に普通自動車運転免許証の確認をさせていただきますので、原本を持参してください。 〒367-8501 本庄市本庄3丁目5番3号 本庄市役所 こども家庭センターこども相談係（市役所2階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日を除く。） ※提出した書類は一切返却しません。 ※申込書は、こども家庭センターで配布又は市ホームページからダウンロードできます。
選考期間	令和8年5月14日（木）から採用者が決まるまで（土・日を除く。）
選考方法	面接（面接日時は、後日お知らせします。）
結果通知発送日	選考期間終了後、順次
その他	○応募の秘密については厳守します。 ○以下の事項に該当する場合は、合格を取り消すことがあります。 ・提出した書類に虚偽があった場合 ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合 ・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合 ・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合 ・その他、任命権者が不相当と認めた場合 ○一般職非常勤の公務員として、地方公務員法に定める服務規定が適用されます。 ○任用から1か月間は条件付採用期間となります。 ○申込書において待機者名簿（※）への登録を希望した方で、今回の選考の結果、採用に至らなかった場合は、待機者名簿へ登録します。なお、名簿の登録期限は令和9年3月31日です。 ※登録者には、同じ職種の欠員の状況に応じて、会計年度任用職員を募集する部署の担当者から連絡し、再度選考を実施します。なお、登録をしても必ず就労できるとは限りません。 ○本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学

	<p>校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>○特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>○このため、予め、採用選考過程において、申込書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</p>
--	---

3 問合せ先

○職務内容及び勤務条件に関すること

本庄市保健部こども家庭センターこども相談係 電話：0495-71-4501

○会計年度任用職員制度に関すること（給与、休暇及び健康保険に限る）

本庄市総務部行政管理課人事給与係 電話：0495-25-1160